令和８年　わかやま冬の交通安全運動推進要綱

１　目的

この運動は、年末にかけて交通事故が多発する傾向にあることから、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることによって、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

２　期間

⑴　運動期間　令和８年 12 月１日（火）から令和８年 12 月 10 日（木）までの 10 日間
⑵　こども安全の日　令和８年 12 月１日（火）

３　主催

和歌山県、交通事故をなくする県民運動推進協議会

４　推進機関及び団体（以下「推進機関等」という）

別表のとおり

５　運動重点

⑴　飲酒運転の根絶
⑵　歩行者優先意識の徹底とサイン＋サンクス運動の推進
⑶　自転車・特定小型原動機付自転車の安全利用の徹底とヘルメットの着用促進
⑷　高齢者の交通事故防止

６　運動重点に関する主な推進項目

⑴　飲酒運転の根絶
ア　交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じた、飲酒運転を絶対に許さない社会環境づくりの促進 イ　「和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例」に基づく飲食店等への啓発及びハンドルキーパー運動の促進など、地域・職場等における飲酒運転の根絶に向けた取組の推進 ウ　飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転をさせない運転者教育の推進 エ　運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底 オ　自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律および道路交通法の一部を改正する法律（令和８年法律第 52 号）により、酒酔い運転の罪等の構成要件を明確化するための数値基準が設けられたこと及び飲酒運転はこれらの規定に基づき厳正に処罰されることについての周知
⑵　歩行者優先意識の徹底とサイン＋サンクス運動の推進
ア　運転者の歩行者優先意識等の徹底 (ｱ)　運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちをもって安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進 (ｲ)　横断歩道等に歩行者等がいないことが明らかな場合を除き、横断歩道の直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等に歩行者がいる場合の一時停止率向上に向けた取組の推進

イ　サイン＋サンクス運動の推進

歩行者が自らの安全を守るための交通行動として、運転者に横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めることに加え、運転者の横断歩行者保護の意識を向上させるため、停止した運転者に対し、会釈などで感謝の気持ちを伝えること等を促す「サイン＋サンクス運動」の推進

ウ　歩行者に対する交通安全教育の推進

(ｱ)　歩行者に対し、横断禁止場所での横断の禁止、信号機のあるところでは信号に従うこと等の基本的な交通ルールの周知

(ｲ)　幼児・児童（小学生）に対し、安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等からの教育の推進

エ　歩行者の安全確保

通学路、未就学児を中心に、こどもが日常的に集団で移動する経路における見守り活動の推進

オ　法令改正への周知

生活道路の法定速度が 30 キロメートル毎時になったことについて広報啓発の推進

(3) 自転車・特定小型原動機付自転車の安全利用の徹底とヘルメットの着用促進

ア　自転車等利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底

(ｱ) 交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されたことにより、違反内容及び制度の周知

- 自転車等を利用する際は、16 歳以上の運転者の反則行為については、交通反則通告制度により反則金が科せられること
- 重大な違反や交通事故を起こした場合には刑事手続きにより処罰の対象となること

(ｲ) 「自転車安全利用五則」を活用した自転車の交通ルールについての広報啓発の推進

【自転車安全利用五則】

- 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

イ　自転車利用者等の乗車用ヘルメット着用促進等の安全確保

(ｱ)　全ての自転車利用者等に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進

(ｲ)　関係機関・団体職員にあっては、自転車利用時の乗車用ヘルメット着用に努め、県民の模範となる行動を実践し、地域社会におけるヘルメット着用気運を醸成

(ｳ)　夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射用品等の取付けを促す取組の推進

(ｴ)　幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進

(ｵ)　自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進

(ｶ)　自転車事故被害者の救済に資するため「和歌山県自転車の安全利用の促進に関する条例」に基づく損害賠償請求責任保険等への加入促進

(4)　高齢者の交通事故防止
ア　高齢者等に対する交通安全教育の推進 　高齢歩行者の死亡事故の特徴（道路横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が加齢に伴って生ずる身体機能の変化（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等反射用品等の着用を促す取組の推進 イ　安全運転サポート車やサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進 　衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発と、サポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進 ウ　安全運転相談窓口並びに運転免許証の自主返納制度の周知 (ｱ) 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口（＃8080 シャープハレバレ）の周知及び利用促進 (ｲ) 運転免許証の自主返納制度の周知及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発

7　運動の実施要領

運動の実施に当たっては、交通事故により、いまだ多くの人々が犠牲になり、あるいは心身に損傷を負っている厳しい交通事故情勢が県民に正しく理解・認識され、前記５及び６に掲げた運動重点及び推進項目の趣旨（以下「本運動の趣旨」という。）が県民各層に定着して、県民一人一人が交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、以下の要領に従い効果的に運動を展開するものとする。その際、交通事故被害者等の視点に配意するとともに、交通事故犠牲者に対する哀悼の意を表するものとする。

⑴　推進機関等は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。

⑵　推進機関等は、組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意・工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン、交通安全教材等の提供、被害者等の視点を取り入れた啓発活動、作文・標語等の募集と活用等の諸活動を展開し、又は支援するものとする。また、こうした従来の活動に加え、放送設備やオンライン会議システム等の活用による交通安全教育等、時代に即した効果的な手法を取り入れるものとする。さらに、運動重点に掲げる項目に関連する施策や取組を行う場合は、本運動と積極的に連携して行うものとする。

⑶　推進機関等は、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙）、ポスター、広報車等、各種媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、運動を効果的に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の向上を図るものとする。特に、交通安全教育動画の配信等、ウェブサイトやＳＮＳの活用による情報発信を積極的に展開するものとする。

⑷　推進機関等は、所属の全職員に対して本運動の趣旨を周知し、交通安全に関する情報を提供するほか、職員自身が交通ルールを遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するなど、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配意をするものとする。

⑸　県及び市町村は、以下のような諸活動を展開し、又は情報提供等の支援を行うものとする。その際、民間団体や交通ボランティア等との幅広い連携を図るとともに、高齢化が進む交通ボランティアの活性化と若者の交通安全意識の向上を図るため、ＩＣＴ（情報通信技術）の普及も踏まえ、多様な形態の運動を展開し、幅広い年代の参画に努めるものとする。

ア　地域、家庭等における活動

㋐　世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催

㋑　住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による危険箇所の把握と解消

㋒　家庭内での話合い等を通じた交通安全意識の向上、安全な交通行動の実践

㋓　交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する福祉関係者や地域の交通ボランティア等と連携した家庭訪問等による交通安全指導の推進

㋔　地域が一体となったこどもの見守り活動の充実

イ　幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等における活動

㋐　こどもと保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーの教育

㋑　保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等によるこどもの目線からの危険箇所の把握と解消

ウ　中学校、高等学校、大学等における活動

㋐　参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導

㋑　地域の交通安全啓発活動への参加促進

エ　福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動

㋐　参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導

㋑　関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による高齢者にとっての危険箇所の把握と解消

オ　職域における活動

㋐　事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催

㋑　飲酒運転・無免許運転・妨害運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知

㋒　横断歩道等における歩行者等優先義務の徹底と歩行者等に対する思いやりのある模範的な運転の実践

㋓　交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行

㋔　後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

㋕　自転車利用者に対するヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

㋖　社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加推進

㋗　安全運転管理者、運行管理者等による交通安全指導の徹底

別表

推進機関・団体		
和歌山県	市町村	和歌山県議会
和歌山県教育委員会	和歌山県公安委員会	和歌山県警察本部
近畿運輸局和歌山運輸支局	和歌山労働局	近畿地方整備局
和歌山県市長会	和歌山県市議会議長会	和歌山県町村会
和歌山県町村議会議長会	和歌山県市町村教育委員会 連絡協議会	和歌山県高等学校長会
和歌山県中学校長会	和歌山県連合小学校長会	和歌山県公民館連絡協議会
和歌山県経営者協会	和歌山県青年団協議会	和歌山県ＰＴＡ連合会
和歌山県高等学校 ＰＴＡ連合会	和歌山県公立幼稚園・ こども園長会	和歌山県私立幼稚園協会
和歌山県交通安全協会	和歌山県トラック協会	和歌山県タクシー協会
和歌山県バス協会	和歌山県自動車整備振興会	和歌山県自動車販売 交通安全対策推進協議会
和歌山県自転車軽自動車 商業協同組合	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 和歌山支社	株式会社ＮＡＮＫＡＩ 和歌山事務所
有田鉄道株式会社	紀州鉄道株式会社	和歌山県建設業協会
和歌山県農協交通安全運動 推進協議会	和歌山砂利砕石 生産業協同組合	和歌山県保育連合会
和歌山県高速道路 交通安全協議会	和歌山県指定自動車 教習所協会	和歌山県交通安全母の会 連絡協議会
和歌山県交通指導員会 連絡協議会	和歌山青年会議所	和歌山バス株式会社
西日本高速道路株式会社 関西支社和歌山高速道路事務所	自動車事故対策機構 和歌山支所	自動車安全運転センター 和歌山県事務所
軽自動車検査協会 和歌山事務所	和歌山県軽自動車協会	和歌山県老人クラブ連合会
和歌山県交通運輸産業 労働組合協議会	和歌山県石油協同組合	和歌山県地域交通安全活動 推進委員連絡協議会
和歌山県交通遺児を 励ます会	和歌山電鐵株式会社	日本自動車連盟和歌山支部